

「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」受託候補者特定等に係る実施要領

(趣旨)

第1条 港南区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条に基づき、「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 港南区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審議

ア 提案資格の決定

イ 広報よこはま港南区版デザイン編集委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置

ウ 評価方法（評価項目・着眼点及びそのウエイト並びに評価基準等）の設定

エ その他必要と認める事項

(2) 受託候補者特定に関する審議

ア 評価委員会の評価結果の審査

イ 受託候補者の特定

ウ 評価結果の通知及び公表に関する事項

エ その他必要と認める事項

(評価委員会)

第3条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価項目・着眼点及びそのウエイト並びに評価基準等の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) その他必要と認める事項

2 評価委員会には、委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 港南区総務課長

副委員長 港南区地域振興課長

委員 港南区副区長、港南区福祉保健センター担当部長、港南区区政推進課長、港南区地域力推進担当課長、港南区福祉保健課長、港南区高齢・障害支援課長、港南区こども家庭支援課長

事務局 港南区区政推進課広報相談係

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会を欠席した評価委員は、別途事務局から評価委員会の議事内容の報告を受け、提案書の採点を行う。
- 6 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

(提案書の内容)

第4条 提案書の内容は、「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」提案書作成要領による。

(実施の公表)

第5条 実施の公表にあたっては、本実施要領、「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」提案書作成要領、「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」提案書評価基準及び「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(評価)

第6条 受託候補者を特定するための評価事項は、「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」提案書評価基準による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年11月2日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。